

火災から生命・身体・財産を守る！ 消防用設備等保守点検業 （協同組合）25年の実績



組合が消防用設備等の保守点検業務を受注し実施する
静岡県庁舎（平成30年度）

県知事設立認可
官公需適格組合（中小企業庁認定）
静岡県消防設備保守点検業協同組合
<http://www.siz-sba.or.jp/syob-k/>
平成30年11月～平成31年3月



火災から生命・身体・財産を守る！

消防用設備等保守点検業(協同組合)25年の実績

《 55社・592名・消防設備士等560名 》

このリーフレットは、消防法などが「防火対象物の関係者(所有者・管理者・占有者)」に義務づけた消防用設備等の点検・報告の手順等を示したものです。

① 防火対象物の関係者は、保守点検業務を消防用設備等保守点検業務委託契約等に基づき、保守点検業者に委託します。防火設備と一括発注する場合には、当組合のような一括発注に対応できる保守点検業者(以下同じ)に委託します。

② 保守点検業者(業務受託)は、再委託原則禁止の契約条項等を遵守し、適正な試験器具等を用い消防設備士等の有資格者を各種業務に従事(配置)させ保守点検(検査を含む)・報告業務を実施します。

※1, ※2

③ 消防機関等は、防火対象物の関係者から点検結果報告書等の提出(事業者代行等を含む)を受けます。

(注)政令で定める防火対象物 …… 有資格者点検が必要とされる防火対象物

- 1 延面積 1,000 m²以上の特定防火対象物(不特定多数の人が利用, 政令で定める)
 - 2 延面積 1,000 m²以上の非特定防火対象物かつ消防長・消防署長が指定
 - 3 屋内階段(避難経路)が一つの特定防火対象物
- ※ 当組合では上記以外の防火対象物についても有資格者点検を推奨しています

点検・報告義務のある消防用設備等(※1)

【点検】 機器点検と総合点検を行います
 (機器点検 : 6か月に1回)
 (総合点検 : 1年に1回)

【報告】 報告周期は防火対象物の種別で2パターン
 (特定防火対象物 : 1年に1回)
 (非特定防火対象物 : 3年に1回)

検査・報告義務のある防火設備(※2)

【検査・報告】 建築基準法の検査・報告 : 毎年

※1 消防法第17条の3の3は、消防法施行令で定める消防用設備等を設置すべき「防火対象物」の関係者に定期点検・報告を、また、そのうち「政令で定める防火対象物(注)」には資格者による点検を義務づけています。これらの違反には、消防法第44条又は第45条により罰則が科せられる場合があります。

※2 建築基準法第12条第3項に基づく防火設備(防火扉、防火シャッター等)の定期検査(連動感知器試験など)・報告です。当組合では消防用設備等の点検に合わせた実施(一括発注)を推奨しています。

※3 業法とは、特定の業種の規律や適正な業務の実施等(憲法で保障する営業の自由の制限含む)を定める法律(当組合の理解)。

防火対象物の関係者



③-2

点検結果報告書等を提出

定期報告

消防機関等



点検結果報告書等の提出

(注)乙種は点検・整備のみ

点検業務に必要な資格者及び試験器具等

設備名	消防設備士(国家資格)	点検資格者
消火設備	甲種・乙種1,2,3類、乙種6類	1種
警報設備	甲種・乙種4類、乙種7類	2種
避難設備	甲種・乙種5類	2種
実施可能業務	点検・整備・工事(注)	点検のみ
【参考】防火設備	防火設備検査員等	—

点検委託

① 業務委託契約等に基づき保守点検業者に点検・報告業務を委託します。

消防用設備等保守点検業者



② 業務を受託等した保守点検業者が点検・報告業務を行います(必要な資格者及び試験器具等)。

③-1

点検結果の報告



加熱加煙試験器



騒音計

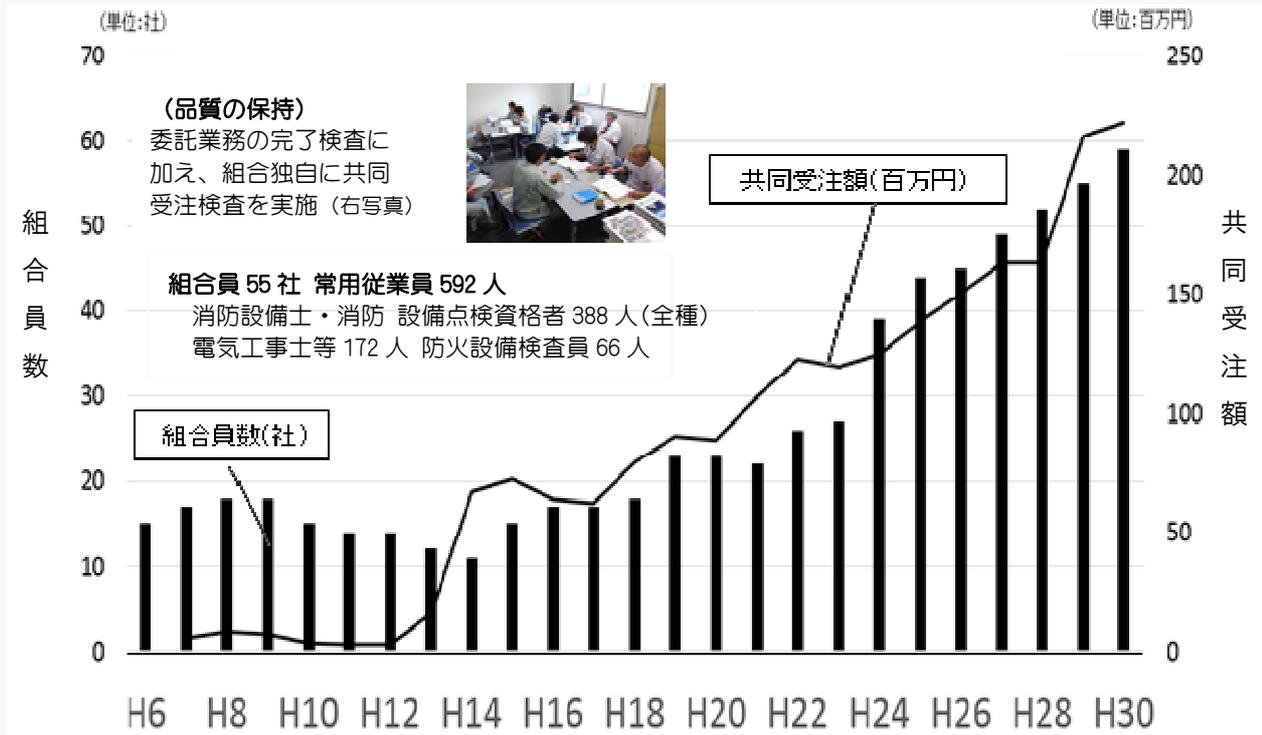


絶縁抵抗計



消火がスライムメータ

静岡県消防設備保守点検業協同組合の推移



地域の安全・安心を担う 平成6年7月、静岡県消防設備保守点検業協同組合は、県内消防防災業者15社が静岡県知事から協同組合（共同受注を目的とした組合）設立の認可を受け活動をスタートさせました。設立から25年目を迎え、組合員55社・事業者、共同受注額2億4千万円余（平成29年度決算）という、静岡県の地域経済と県民の安全・安心の確保にとって無くてはならない組織に発展しています。

共同受注の実績（平成29年度） 県知事設立認可の官公需適格組合として、郷土の安全・安心確保のために、法令遵守（消防法等）による手抜きのない適正点検（火災予防）を徹底する仕事ぶりは、県や関係市等からの確かな共同受注実績に繋がっています（下記）。

静岡県庁舎、ふじのくに茶の都ミュージアム、浜松市教育委員会（小・中学校等）、浜松市消防庁舎、浜松市立図書館、磐田市教育委員会（小・中学校）、静岡市教育委員会（小・中学校等）、県教育委員会（浜松江之島高校グループ、磐田農業高校グループ、掛川東高校グループ、榛原高校グループ、清水東高校グループ）など

静岡県消防学校へ講師派遣

2018年12月11日

県消防学校からの依頼を受け、12月11日(火)午後、西川理事長及び組合の点検実務者が「消防職員専科教育予防査察・危険物科(第3期)」の講師を務めました。組合では、研修効果が達成できるよう手づくり資料やデモ機材・パワーポイント教材等を用意。県内16消防本部の消防職員45名(13日間の宿泊研修)の皆さんに消防行政や消防用設備等保守点検業の動向、消火設備及び警報設備の保守点検等の講義を行いました。



西川理事長の講義



火災警報器デモ機材の実演

静岡県知事、消防機関へ点検等を報告

2018年1月

組合では、“国（中小企業庁）から官公需適格組合の認定を受けた県知事設立認可の協同組合”として、法令遵守による適正点検を実践していることを組合役員が関係者（右写真は県知事へ新年挨拶）に直接、報告しています。



静岡市消防局



浜松市消防局

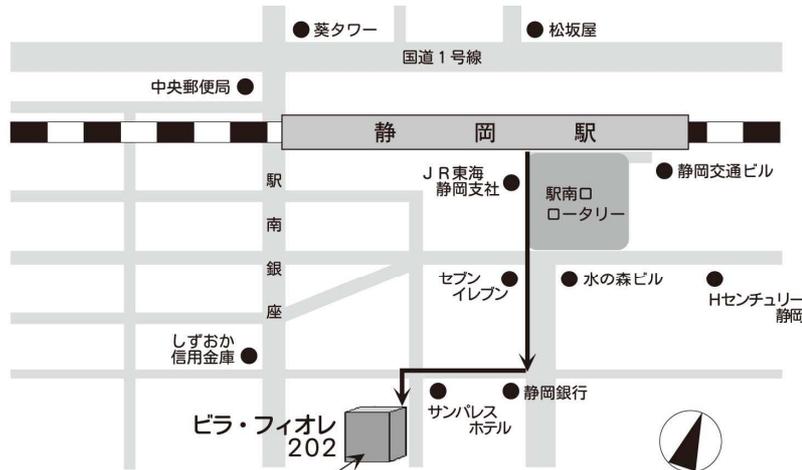
“官公需適格組合とは！”

国が“官公需適格組合”を創設したのは昭和42年（1967年）。今から50年前のことでした。東京オリンピック（1964年）の後、わが国は「いざなぎ景気」と呼ばれる好景気に沸きます。しかし、その一方で産業構造の変化や国際化などが進み、“中小企業対策”が喫緊の課題となっていました。“官公需適格組合”は企業数で99.7%・雇用者数で66.7%（中小企業庁・平成25年2月）を占める中小企業者を応援するため、社会全体の総意で誕生したものです。

大切なこと！ --- それは“中小企業者が力を合わせ官公需を受注する仕組”とともに“国や自治体が負う受注拡大の努力義務（やらなくて良いではなく）”を未来に向け引き継いでいくことです。静岡で生活する誰もが毎日笑顔で暮らすことのできるよう、“官公需適格組合”をどう育て活用していくかは、私たち全員に課せられた課題と言えます。

県知事設立認可 官公需適格組合（中小企業庁認定） 静岡県消防設備保守点検業協同組合

< JR静岡駅南口から徒歩3分 >



【組合事務局】 電話 054-287-5091 ファクス 054-287-5092
ホームページ <http://www.siz-sba.or.jp/syob-k/>
メール syoubougyo-k@mti.biglobe.ne.jp
〒422-8067 静岡県静岡市駿河区南町5-3
〔平日；9：00～17：00（職員常駐）〕
〔土日祝祭日は休み〕